



## 農地・農業用施設等における災害時の応急対策に関する基本協定書

沖縄県（以下「県」という。）と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会（以下「建設会」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定される風水害、地震、津波等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に、建設会の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定では、県の管理する公共施設等や区域（以下「公共施設等」という。）における災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、県が建設会に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

### （対象となる施設等）

第2条 この協定の対象は、県が管理する以下の公共施設等とする。

- (1) ダム
- (2) 地すべり防止区域、農地海岸保全区域
- (3) その他県が対象とすることが適当と認める施設

### （対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定及び同法第40条第1項の規定により策定された沖縄県地域防災計画に基づき沖縄県災害対策本部が設置された場合
- (2) その他県が建設会の協力が必要であると認めた場合

### （応急対策業務の内容）

第4条 県が建設会に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被害情報の収集及び県に対する報告
- (2) 公共施設等からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) その他県が必要と認める業務

### （協力体制の整備）

第5条 建設会は、県からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、各建設会地区組織及び広域的な協力体制を整備し、その内容を県に通知するものとする。

(協力要請)

第6条 県は、第4条の応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、建設会に協力を要請することができるものとする。

2 建設会は、前項の要請があったときは、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については県が負担するものとし、(1)については県は負担しないものとする。

(細目協定の締結)

第8条 この協定とは別に、別表に掲げる県の出先機関の長と建設会の各地区長は、応急対策業務の実施に関する細目について、速やかに協定を締結するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに県又は建設会の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、県と建設会で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、県と建設会で記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月23日

沖縄県

沖縄県知事 翁長 雄志



一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会  
会 長 仲本 豊

